

返戻金制度について

当法人が求人事業者に対して紹介した採用決定者が、入社日から 6 カ月以内に雇用決定者の自己都合により、退職、過失等による懲戒解雇になった場合は、次のとおり紹介料金を返還します。ただし、雇用者の責めによる解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変などの不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。

3 ヶ月以内の場合、料金の 50% （別途消費税を加算）

6 カ月以内の場合、料金の 30% （別途消費税を加算）

許可番号 04-ユ-300233 号

特定非営利活動法人 Switch

理事長 高橋由佳

宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-6-3 東口鳳月ビル 602